

# デジタル田園都市国家構想基本方針

令和4年6月7日

閣議決定



# デジタル田園都市国家構想基本方針

## (目次)

### 第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～..... 1

- 1. 構想の背景..... 1
- 2. 意義・目的..... 1
- 3. 取組の前提..... 2

### 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性..... 7

- 1. 取組方針..... 7
  - (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決..... 7
    - ①地方に仕事をつくる..... 7
    - ②人の流れをつくる..... 10
    - ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる..... 12
    - ④魅力的な地域をつくる..... 12
    - ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援..... 15
  - (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備..... 16
    - ①デジタルインフラの整備..... 16
    - ②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大..... 19
    - ③データ連携基盤の構築..... 20
    - ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備..... 20
    - ⑤エネルギーインフラのデジタル化..... 21
  - (3) デジタル人材の育成・確保..... 21
    - ①デジタル人材育成プラットフォームの構築..... 24
    - ②職業訓練のデジタル分野の重点化..... 24
    - ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成..... 25
    - ④デジタル人材の地域への還流促進..... 25
  - (4) 誰一人取り残されないための取組..... 27
    - ①デジタル推進委員の展開..... 27
    - ②デジタル共生社会の実現..... 28
    - ③経済的事実等に基づくデジタルデバイドの是正..... 28
    - ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立..... 28
    - ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開..... 28

2. 地域ビジョンの提示	29
3. 政策間連携	30
①規制改革との連携	30
②デジタル臨時行政調査会との連携	30
③国家戦略特区等との連携	31
④地方分権改革との連携	31
⑤社会保障制度改革等との連携	31
⑥東日本大震災の被災地域における活性化等との連携	31
⑦海外発信・展開に関する施策との連携	32
4. 今後の進め方	32

第3章以降省略

---

### 第3章 各分野の政策の推進 33

1. デジタル実装による地方の課題解決	33
(1) 地域の特色を活かした分野横断的な支援	33
(2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現	36
(3) 地方への人の流れの強化	55
(4) 結婚・出産・子育てしやすい環境整備	66
(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり	70
(6) 多様な主体が参加する地方活性化	122
2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備	132
(1) デジタルインフラの整備	132
(2) マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大	134
(3) データ連携基盤の構築	137
(4) ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備	140
(5) エネルギーインフラのデジタル化	141
(6) 次世代計算基盤・研究デジタルインフラの整備	141
3. デジタル人材の育成・確保	144
(1) デジタル人材育成プラットフォームの構築	144
(2) 職業訓練のデジタル分野の重点化	145
(3) 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成・確保	146
(4) デジタル人材の地域への還流促進	149
(5) 女性デジタル人材の育成・確保	152
(6) その他の関連重要施策	153
4. 誰一人取り残されないための取組	158
(1) デジタル活用を促すための支援	158
(2) デジタル活用に不安のある人への支援	158
(3) 「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開	159

(参考)	161
1. 地方の経済・社会の現状	161
(1) 感染症の拡大	161
(2) 地域経済・社会の状況	162
(3) 地方への人の流れの変化	164
(4) 労働生産性の地域間格差	170
2. デジタル利活用の浸透	172
(1) 情報通信の利用拡大	172
(2) 生活における活用拡大	173
(3) ビジネスシーンにおける活用拡大	174
(4) 公共セクターにおける活用拡大	175
(5) 地方におけるデジタル化の取組、投資の重要性	178
(6) 海外との比較	179
(7) 地域間の比較	180
(8) デジタル人材の育成・確保	181

# 第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

## 1. 構想の背景

地方には人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題がある。こうした課題を解決し、地方活性化を図っていかねばならない。このため、2014年以降地方創生に取り組んできたが、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できていないなど、その実現はいまだ道半ばである。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が拡大したことに伴い、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化など、地方の経済・社会は大きな影響を受けた。高齢化や過疎化などともと地方が抱えていた構造的な問題とあいまって、地方はまさに疲弊の極みにあり、地方の豊かさを取り戻すことは我が国にとって喫緊の課題である。こうした課題を解決するためには、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、国や地方の取組を大きくバージョンアップさせ、地方の社会課題を解決し、魅力を向上させることを通じて、地方活性化を図ることが求められている。

こうした中、官民の様々な主体により、デジタル技術の活用が多方面で進み、他地域の見本となる優れた取組も見られ始めている。また、感染症の影響が長期にわたったことで、地方への移住に対する関心の高まりや人の流れに変化の兆しが見られたこと、民間企業の間でも、テレワークなど新たな働き方の動きが活発になったことなど、国民の意識・行動に変化が生じている。このように、デジタルは地方の抱える社会課題を解決するための鍵である。また、新しい付加価値を生み出す源泉でもある。このため、今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していく必要がある。

## 2. 意義・目的

デジタル田園都市国家構想は、市場や競争に任せきりにせず、官と民とが協働して成長と分配の好循環を生み出しつつ経済成長を図る「新しい資本主義」の重要な柱の一つである。地方の社会課題を障害物と捉えるのではなく、成長のエンジンへと転換していく。さらに、官が呼び水となって、民間の投資を集め、官民連携で社会課題を解決し、力強く成長する。様々な社会課題に直面する地方にこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速する。これがデジタル田園都市国家構想の意義である。デジタル技術の進展を背景に、地方に住み、働きながら都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようになるなど、デジタル技術を効果的に活用して、地方の「不便・不安・不利」の言わば3つの「不」を解消し、魅力を高めることができる。このようにデジタル化の恩恵を日本の津々浦々に

まで広げ、根付かせるための取組を強力に推進することにより、地方活性化の取組を一層高度かつ効率的に進めることが可能となる。また、地方へのアクセス利便性向上に資する高速かつ安定的な交通インフラの整備も併せて進め、地方活性化を図る。

本構想を通じて、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-being の実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、「集中から分散へ」という考え方の下、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へと、ボトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことが今こそ必要である。また、自然災害や感染症等の事態に対して強<sup>じん</sup>靱な社会を実現し、さらには、緊迫する国際情勢の下、国民生活に不可欠な物資である食料やエネルギーの供給源としての地方をしっかり維持・発展させる。

### 3. 取組の前提

デジタル田園都市国家構想はデジタル基盤が整備された都市のみ対象とするものではない。むしろ、過疎化、高齢化の課題先進地である地方においてこそ、デジタル技術を活用し社会課題の解決を図っていく必要があり、全国津々浦々で本構想が実現されることが重要である。全国各地において、2. で掲げたような社会の姿を実現し、地方の活力を高め、心豊かな暮らしを実現するため、地理的条件、人口構成や地域産業の状況など地域それぞれの実情に応じて、解決すべき課題を整理し、デジタル技術を活用することで、地域の魅力を向上させていくことが求められている。

#### 【デジタルの力を活用する意義】

我が国においてデジタル技術の利活用は一定程度浸透しているが、海外と比べればまだ大きな差があり、国内でも地域間格差が残されている。

距離の壁を越えて、多様で創造的な付加価値の提供を可能とする、デジタル技術本来のポテンシャルを発揮していくチャンスは、地方にこそ存在している。例えば、地方の人口密度の低さは、サービス業の展開にとって大きなボトルネックとなるが、デジタル技術を活用すれば、こうした課題の解決も期待される。また、都市部に先んじて進む少子高齢化は、裏を返せば、デジタル起点の成長の芽の宝庫であるとも言える。さらに、観光・農業などの地方の魅力を高める地域資産も、デジタル技術を活用すれば、リモートワークや、インターネットを通じた国境を越えたアピール等により、更に高い付加価値を得ることができる。

なにより、都会の暮らしや、大企業における働き方は、多様性ある暮らしや様々なビジネスにチャレンジしたい創造的な人材にとって、閉塞感のある空間になって

いる場合もある。自由で活力ある暮らしとビジネスの実践の場を形成し、外国人材も含め、多様な人材を地域に引き込んでいくことができれば、地方が原動力となった、我が国経済成長のモデルを描くことも可能である。

デジタル田園都市国家構想を実現するためには、上辺だけのデジタル利活用を追求するのではなく、一人一人が地域や自分の暮らしの課題に向き合うためにデジタルを活用していく、という視点を持つことが重要であり、それをバネにデジタルを深く、暮らしや経済に活用していくことが不可欠である。あわせて、デジタル実装に係る分野に十分な投資がされるような環境整備が重要である。

#### 【構想の実現に向けた価値観の共有】

デジタル技術の活用により、地方では地方の魅力をそのままに、都市の利便性を享受することが可能となる。構想の実現に向けては、都市と地方双方の生活の質の向上を図り、生活者の目線、ユーザーの目線を大切に、高齢者、障害者、外国人及び子どもも含め、多様な住民の暮らしを巻き込みながら、その暮らしが本当に向上しているのかどうか、Well-being の視点を大切にした取組<sup>1</sup>を進めていくことが重要である。

また、循環型経済の構築など Sustainability（持続可能性）や様々なバックグラウンドを持つ方が活躍できる環境づくりを通じて互いの尊厳や意見が尊重される Diversity（多様性）など、多様な価値観を地域で共有しながら取組を進めることが重要である。あわせて、構想の実現に当たって偏りのない公正なデジタル社会や、経済成長と住民の幸福や SDGs といった価値観を通じて住民の主体的な参画と協力を引き出し、世界に発信できる魅力ある地域づくりを実現する。

#### 【共助による取組の力強い推進】

感染症への対応で地方経済・社会をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、地方からのデジタル化を一気に進め、デジタルを地方創生の取組を進めるための手段と捉えて、有効に活用し、目指すべき社会の姿を追求することが必要である。その実現にあたっては、社会的事業を推し進めるスタートアップや共助の力も積極的に活用し、地域内外の多様性を活かしていくことが重要である。その際には、人口減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足の状況の中、地域内外のリソースを最大限有効に活用するため、シェアリングエコノミーや民間の創意工夫が発揮される PPP/PFI 手法等の活用、共助を担うソーシャルベンチャーの創出支援などに取り組むとともに、個人の多様な生活や価値観に寄り添う共助のビジネスモデルを構築し、高度かつ効率的に地方の社会課題の解決や魅力の向上を図る。

#### 【各主体の役割分担と連携による取組の推進】

国は、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向性について達成すべき目標と併せて示すとともに、地方の自主的・主体的な取組を様々な施策を通じ

<sup>1</sup> Well-being の改善をリアルタイムで確実に把握するために、Well-being を数値化した1つ以上の指標からなる Well-being 指標を用いた評価について、検討をすすめていく。



て支援する。また、データ連携基盤の構築など国が主導して取り組むべき事項について積極的に推進する。

地方においては、地方公共団体を中心とした地域それぞれが十分議論した上で、自らの地域が目指すべき理想像を描き、そこに向けた地方活性化の取組を進めていくことが求められる。また、国の示した方向性を踏まえ、必要に応じて広域連携を図りながら、自主的・主体的な取組を推進する。その際、地方公共団体がデジタルを介し、自ら課題をオープンにすることで、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促すことにより、地域単独では対応しがたい課題解決に対する知見やノウハウの共有、財政的・人材的な支援を呼び込むことも期待できる。このため、スモールビジネスの起業の促進等を通じて都市圏からの若年層の移住や新規ビジネスの創出の促進を図ること、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ることなど、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するための取組を推進する。さらに、デジタル実装に係る様々な取組や、通信インフラをはじめとしたデジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保、デジタル社会から誰一人取り残されないための取組などの様々な分野において民間企業等の積極的な関与が期待される。

また、国と地方は力を合わせて、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するための基盤として、マイナンバーカードの普及と利用の拡大に取り組んでいくことが必要である。

あわせて、国・地方公共団体・企業・大学・スタートアップ企業・金融機関など多様な主体が参画し、地域外の主体も巻き込みながら、地域が一丸となってデジタルを活用した課題解決に取り組むことが肝要である。

#### 【取組の可視化・効果検証】

デジタル化の進展はスピードが速く、日々状況が変化していく。また、地域の抱える課題も変化し得るものである。こうした状況に対して地方公共団体や民間企業のチャレンジを広く認め、試行錯誤を許容しつつアジャイルに取組を進めることが重要である。また、構想の実現に向けた取組を費用対効果を意識しつつ効果的に進めるため、中長期的な視座に立って、取組のPDCAサイクルをしっかりと回すとともに、地域経済に関するデータの活用等、エビデンスに基づいた政策の企画立案（EBPM）を推進していくことが重要である。そこで、構想の実現に向けた取組を行う上で目指すべき重要業績評価指標（KPI）を設定し、その達成に向けたロードマップを作成する。さらに、ロードマップに係る取組について定期的に効果検証を行い、施策の改善につなげていくことにより、取組の着実な進捗を目指す。

#### 【国民的な機運の醸成】

全国津々浦々で構想を力強く進めていくためには、地方の創意工夫がなされた独自の取組を積極的に横展開していくことが必要である。また、地方公共団体、民間企業、個人など様々な主体の意欲を高め、広く国民全体の関心を高め、様々な主体が積極的に取組に参画してもらえるような環境整備も求められる。このため、本構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを内閣総理大臣賞とし

て表彰する「Digi 田甲子園」の開催を通じて、取組を進める主体のモチベーションを高め、国民の関心を喚起して大きなムーブメントを起こすことにより、取組全体の底上げを図る。

#### 【これまでの地方創生に係る取組の継承と発展】

地方においてはこれまで様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組を行い、地域活性化につながるような成果を生んだ事例も数多く存在する。今後はこうした取組をデジタルの力を活用して更に発展させていくことが重要である。また、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組についても、これまで取り組んできた中で蓄積された成果や知見に基づき、引き続き推進する。



## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

### 1. 取組方針

地方では、地域経済の活性化や東京圏への過度の一極集中の是正、人口減少・少子高齢化への対応、教育の質の維持・向上、適切な医療水準の確保などの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が解決すべき社会課題はより複合的なものとなっている。

第1章で掲げたような基本的な考え方にととった上で、様々な分野におけるデジタル技術の実装を行い、多岐にわたる地方の社会課題をデジタルの力を活用して解決していく。また、その前提として、地方においてデジタル基盤や、デジタル人材を確保することが重要である。あわせて、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障害者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないための取組も求められる。こうした考え方に立ち、(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、(4) 誰一人取り残されないための取組、の4つの柱に基づく取組を進めることにより、構想の実現を目指すこととする。

様々な施策をフル活用し、地方の自主的・主体的な取組を支援する。その際、将来的に自走化できるよう工夫された取組であることを重視して支援を行うとともに、デジタル活用に意欲的な地域を選定し、モデル的な取組を重点的に支援しつつ、他地域の横展開を促す、言わば優良な「点」の取組を面的に広げていくことにより、あらゆる地域において早期に構想の実現が進むよう取り組む。また、構想の実現に向けた取組を進めることで地域の魅力を高めた上で効果的な情報発信を行い、地方に人や投資を呼び込むことも重要である。

#### (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

地方活性化を図るため、地方の経済・社会に密接に関係する様々な政策分野においてデジタルの力を活用した社会課題解決や魅力向上を図ることが必要である。これらを実現する上で重要な要素として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、それぞれの取組を推進する。これらを通じ、2024年度末までにデジタルの実装に取り組む地方公共団体1,000団体の達成を目指す。

#### ①地方に仕事をつくる

(現状と課題)

感染症の影響により落ち込んだ、宿泊業や飲食店等についてはまだ回復の途上にある。有効求人倍率も多く地域で感染症拡大以前の水準には戻り切っていない。地方が経済的に自立するために、地域を支える産業の振興や起業を促し、活発な経済活動を確立することが不可欠である。そのため、デジタル技術の活用を図りつつ、地域内外から地方のイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、自

らの力で稼ぐ地域を作り出すことが重要である。また、若年層の女性が地方から東京圏へ大量に流入し、少子化の要因となっていることを踏まえ、デジタルにより、特に女性が希望する仕事を創出し、様々な出産・子育て支援とあいまって、女性が働き続けることができる環境を整備することが重要である。

(中長期的な取組の方向性)

#### 【スタートアップ・エコシステムの確立】

地域における課題を解決し、地域発のイノベーションを創発するスタートアップを生み出す「スタートアップ・エコシステム」の確立が求められる。具体的には、官民連携の下で、新たな技術を育てるベンチャー投資や地域課題を解決しうる社会的投資の拡充・強化、実証の場の創設・拡充等、スタートアップが育ちやすい環境を整え、成功事例を重ねることで新たな投資を呼び込む環境整備を行う。あわせて、大学・高等専門学校等と新たなシーズの創出・活用や人材育成・マッチング、新たなビジネス連携等について、官民連携して積極的に取り組み、スタートアップ企業の輩出や新たな市場の獲得が、地方発で積極的に進むよう、スタートアップエコシステムを実現する。

#### 【中小・中堅企業 DX】

地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等の DX を伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済<sup>けん</sup>牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。また、地域内外の中小企業等が、デジタルを活用し、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ地方の社会課題解決と収益性の両立を目指す取組を支援する。また、キャッシュレス決済の拡大は、決済関連業務のデジタル化による効率化・付加価値向上という事業者の生産性向上、消費者の利便性向上による消費活性化及びポストコロナのインバウンド回復等による地域活性化に資する取組であり、事業環境等を大きく改善させる可能性がある。そのような恩恵を、地域の中小加盟店を含めた事業者等が広く享受できるような社会の実現を目指す。さらに、シェアリングエコノミーを進めること等により、地域の新しい産業の創出を進める。また、林地や空き家などの地域の遊休資産をデジタル技術により有効活用する取組等を通じて、地方における魅力的な仕事の創出を促す。加えて、地域の中小企業やスタートアップにおいてデジタル化に係る経営課題の解決や、

デジタルを柱とする成長戦略の策定・実行を担える即戦力の経営人材や専門人材の確保を支援する。こうした取組により、稼ぐ地域づくりを目指す。

#### 【スマート農林水産業・食品産業】

地域を支える産業である農林水産業・食品産業は、担い手の減少・高齢化や労働力不足が特に進んでいる。地域の経済社会の維持、食料安全保障の観点からも、生産性の維持・向上と担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、女性や若者も含めた様々な人材が活躍できる魅力ある産業とするとともに、農林水産物・食品の輸出や農林水産業・食品産業のグリーン化を進め、農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化を図ることが求められる。このため、センサーやリモート制御による農機等の遠隔操作、ドローン等を活用した農薬や肥料の適量散布、AI等を活用した熟練者の技術の再現、アシストスーツを活用した作業の軽労化、ICT等を活用した森林施業の効率化や高度な木材生産、森林における通信の確保、デジタル林業戦略拠点（仮称）、水産デジタル人材バンクを活用したデジタル水産業戦略拠点（仮称）の創出等に取り組み、農林水産業の従来のイメージを一新し、多様な人々に開かれた地域の基幹産業とする、言わば“ゲームチェンジャー”の役割を果たすスマート農林水産業の取組を積極的に推進するとともに、地域の農林水産物の主要な仕向先である食品産業についても、AI・ロボット等による生産性向上や流通のデジタル化、農林水産業との連携強化などの取組を推進する。

#### 【観光DX】

国内外の需要を地域に取り込む観光は地方経済を支える重要な産業である。観光分野のデジタル実装を進めることにより、旅行者の消費拡大や再来訪の促進等を図ることが可能となる。具体的には、観光アプリを活用した混雑状況の見える化や、旅行者の決済データ等を用いたマーケティング分析とそれを担う観光デジタル人材の育成、顧客予約管理システムによる旅館業等の情報管理の高度化及び人員配置の効率化等が挙げられる。こうした取組を通じて、観光に係る様々な分野間でデジタル連携を強化することにより、生産性を向上させ、地域全体の収益最大化を図る。

#### 【地方大学を核としたイノベーション創出】

地方大学は、医療・農林水産業・工業・環境・モビリティなど様々な分野のスマート化を促進することで地域の課題解決に貢献している。地方大学を核とした産学官連携、オープンイノベーションを促進し、地方色豊かなイノベーション拠点を更に全国に広げるため、2022年2月に決定された「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定）を踏まえ、地方大学の活性化に向けた取組を総合的に進める。

#### 【地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化】

インターネット等を通じて地域と外国企業とが直接つながるなど、地方と海外を含めた他地域との新たな商流・人流を生み出すことにより、地域において新たなビ

ジネスチャンスを生み出す。具体的には、海外展開を図る中小企業等に対する新商品開発・ブランディング支援や、関係機関の連携によるきめ細かなサポートを行うとともに、デジタルを活用した輸出支援ビジネスの育成などを通じ、中小企業等の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築に取り組む。

## ②人の流れをつくる

(現状と課題)

人口減少・少子化は深刻さを増している。地方活性化を目指すためには、一定程度以上の人口を地方で維持することが重要である。そのためには、都会から地方への人の流れを生み出すとともに、地方から流出しようとする人を食い止めることにより、にぎわいの創出や地域の様々な取組を支える担い手の確保を図ることが求められる。足元では、都会から地方への人の流れに変化が生じており、東京圏・東京都ともに感染症拡大前に比べて、転入超過数が大きく減少又は転出超過となっている状況が続いている。こうした動きを継続的なものとすべく、取組を進めていくことが重要である。

(中長期的な取組の方向性)

### 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

就職を機に都会に転出する若い世代を引き留め、地方の自然豊かな環境の中で子育てを行いたい世帯をひきつけるなど、都会から地方への大きな人の流れをつくりだすためには、地方においても都会と同じように仕事ができる環境整備が重要である。デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）や副業・兼業等による「転職なき移住」を更に推進することにより、地理的・時間的な条件にかかわらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整える。具体的には、企業版ふるさと納税等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2024年度末までに全国の地方公共団体1,000団体における設置を目指す。また、優良事例の表彰やマニュアルの配布など、企業側のインセンティブを高める取組も推進する。

また、地域の幅広い企業に対して、地域一体となった取組等により、副業・兼業を含めた多様な形態での人材確保等を総合的に支援する。あわせて、デジタル技術の活用により、様々な主体から地方への情報の流れを生み出すことにより、地方における魅力的な仕事の創出や創業を促す。こうした取組を通じて、地域発の新たなイノベーションを促進する。

### 【関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進】

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の経済活動や様々な魅力向上の取組の活性化、更には災害時の支え合いにもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が地域住民の共助の取組に参画し、地域の内発的発展を誘発することが期待される。

また、都市部住民が地方に転居するためには心理的・金銭的なハードルも存在するため、例えば、都市部で閉塞感を感じる人々にチャレンジできる場として地方を位置づけるなど、関係人口として地域への関わりを深化させていくことで、こうした地方移住の心理的なハードルを下げると同時に、都市部の人材のキャリアアップ、さらには地域の付加価値創出にもつなげていく。デジタル化の進展により、地理的・時間的な距離に関係なく、コミュニケーションが取れる環境が整備されたことにより、オンライン関係人口の創出・拡大など、カジュアルに都会の人が地方と関わるきっかけになっている。また、企業等におけるワーケーションの取組や、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める、第2のふるさとづくりを推進することにより、地方への交流人口を生み出すことも地域活性化には重要である。これらの取組を通じて、地方と他地域の交流の間口をデジタルの力により広げることにより、リアルな交流や地方移住を促し、地方と都市をつなぐ人材の裾野の拡大を図ることができる。また、地方に移住・就業しようとする人の経済的な負担の軽減のため、移住支援事業などの活用を通じて、後押しをすることも求められる。

加えて、都会に住む人が生活基盤を完全に地方に移すことについては、仕事等の面でハードルが高いことから、都会に生活拠点を残しつつ地方にも生活拠点を設ける二地域居住等への関心が高まっている。そこで、都市部と地方の二拠点での生活をはじめ、多様なライフスタイルの実現が可能な環境を整えることも重要である。

#### 【地方大学・高校の魅力向上】

進学や就職を機に地方を離れる若者は多く、若い世代の人の流れに関しては、大学等が果たす役割が大きい。地方大学の振興や、地方国立大学の限定的・特例的定員増、東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置推進により、地方において魅力ある学びの場を作るとともに、産学官の連携により地域の中核的産業の振興や雇用の創出を推進することが重要である。

同様に、高等学校段階も重要な役割を担っており、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるような人材を育成するためには、地域を知り、地域に親しむ機会の創出が重要である。特に、学校が地域の関係機関等と連携しながら教育に取り組むために高等学校等と地域をつなぐ人材（コーディネーター）の配置や、専門高校（農業高校、工業高校、商業高校等）において、地方公共団体や産業界等と連携・協働した実践的な職業教育を推進することで、地域経済の活性化を担う人材養成に果たす役割を強化する。

#### 【女性に選ばれる地域づくり】

東京圏への女性の転入超過数が男性を上回る傾向が続く中で、固定的な性別役割分担などについての意識改革、シングルマザーの移住の積極的な働きかけ、女性の起業支援を行う地方公共団体等が現れている。こうした取組が広がるよう支援し、女性に選ばれる地域づくりを推進する。



### ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(現状と課題)

人口減少・少子化は深刻さを増しており、人口減少を食い止め、地域の持続可能性を高めるために結婚・出産・子育てがしやすくなる地域づくりを進めることが重要である。また、地方経済の活性化を図る上でも、若い女性を含めて働きやすい環境を整えることにより、経済活動を促進することが求められる。

(中長期的な取組の方向性)

#### 【デジタル技術の活用による取組】

オンラインによる母子の健康相談や、一部の地域で進められている母子健康手帳アプリの拡大など、対面のコミュニケーションでは手が届きにくい取組について、デジタル技術の活用により手当てを行うことが可能になる。また、子どもの見守りをアプリなどを活用して支援することにより、人口減少・高齢化等により地域の見守り機能が低下している場合の下支えも行うことができる。

#### 【結婚・出産・子育てへの支援】

深刻な少子化からいち早く脱却するため、人々が望めば結婚・出産できるような環境を整えていくことが重要である。そのため、新生活への経済的支援を含む結婚支援や、妊娠・出産への支援、地域・社会による子育て支援など、それぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組む。

#### 【仕事と子育て・介護が両立できる環境整備】

ライフステージが変化する中でも仕事との両立が図られるよう、官民を含めた取組を進めることが必要である。具体的には、希望する労働者が育児・介護休業を取得できるよう、助成金等を通じた民間企業へのインセンティブ付与など、引き続き、取組を進める。

### ④魅力的な地域をつくる

(現状と課題)

地方への力強い人の流れを生み出すためには、あらゆる人が地方で暮らすことに対しての不安を解消し、暮らしやすく、魅力あふれる地域を作り上げることが重要である。デジタル技術を有効に活用することで、高度かつ効率的に魅力あふれる地域づくりを実現することができる。デジタル化の進展により、地方の魅力を高める取組を高度かつ効率的に行い、それを対外的に発信することが容易になりつつある。こうした時勢を的確に捉えた取組を行うことが重要である。

(中長期的な取組の方向性)

#### 【質の高い教育、医療サービスの提供】

都市部に住む人が地方に暮らすようになるための重要な条件は、十分な教育機会や医療サービスが地方においても享受できることである。子育て世帯においては子

どもたちに十分な教育機会が与えられなければ、居住する候補地からは除外される。また、十分な医療水準が確保できない地域に長く暮らし続けることはできない。デジタル技術を活用した遠隔教育や遠隔医療を進めることにより、地理的に不利な地域においても都会とおおよそ同様の教育機会や医療サービスを提供することが可能になる。

デジタル田園都市国家構想の実現のためには、将来の地域活性化の基盤となる子どもたちの教育の質を、教育 DX<sup>2</sup>を通じて全国どこでも向上させることが必要であり、教育の機会均等、学校における働き方改革、個別最適な学び等の観点から、誰一人取り残すことのない教育のための GIGA スクール構想を進めることが重要である。さらに、遠隔教育については、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段であり、離島や中山間地域においては特に大きな効果が見込まれるため、遠隔教育を含めた学校における ICT 活用を更に進める。

また、遠隔医療については、離島などの条件不利地域を含め、地域の限定なくオンライン診療やオンライン服薬指導が可能となっているほか、それに付随する医薬品等のドローン配送等が試みられている地域がある。こうした取組が更に進められるよう、遠隔医療の実施状況等を踏まえ、医療分野の情報化の推進や、遠隔医療の更なる活用に向けた基本方針の策定や好事例の横展開の推進に取り組む。

#### 【公共交通・物流・インフラ分野の DX による地方活性化】

買い物や通院等に利用するための十分な移動手段やこれを支えるインフラが確保されていることも地方に求められる大きな条件である。MaaS (Mobility as a Service) の活用や自動運転の活用場面の更なる拡大など公共交通分野に係るデジタル化や先進技術の活用を一層進めるとともに、官民や交通事業者間、他分野との垣根を越えた「共創」で地域交通をリ・デザインし、自家用車を持たない高齢者をはじめとする地域住民の移動手段を確保することを可能とする。また、離島・山間部においてもドローンを用いた物流サービスを提供するなど、様々な制約がある中でもデジタル技術の活用によりサービスを継続することも可能である。さらに、デジタル技術の活用により、インフラに係る各種手続の効率化、3次元データを活用した情報共有、現場作業の遠隔化・自動化・自律化等も可能になる。このように、地域住民の生活に不可欠なサービスをデジタル技術の活用により維持・確保し、利便性の高い暮らしの実現、地域の生活水準の向上を目指す。

#### 【まちづくり DX】

人口減少・少子高齢化の中で豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」を実現するため、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、まちづくり分野の DX を推進する。

---

<sup>2</sup> デジタル技術を活用した教育活動や学校運営等の効果的・効率的な推進と新たな価値の創出を指す。

また、地域において様々な人を受け入れる「寛容性と多様性」を育むとともに、内外の多様な人材をひきつける魅力的な空間・拠点づくりを行い、地方におけるイノベーション創発を促進する。

#### 【地域資源を活かした個性あふれる地域づくり】

人口減少・高齢化が進行し条件不利な中山間地域等は、一方で豊かな自然や魅力ある多彩な地域資源・文化等を有し、次の時代につなぐ価値ある拠点としての可能性を秘めている。中山間地域等の農山漁村が、基幹産業である農林漁業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、農林漁業関係者に加え、多様な内外の人材を巻き込みながら活力を生み出し、社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として選定し、その取組を後押しする。関係省庁連携によるこの支援枠組みを2022年中に創設する。

他地域に依存せず、経済的に自立できる地域を作り出すことも重要である。地域資源を活かした脱炭素やエネルギー地産地消のための取組をデジタルと掛け合わせることによって、効率的に地域のエネルギー自給率を高めるほか、地域とESGに積極的なグローバル企業とのつながりの強化による地域経済活性化、脱炭素化への地域経済の円滑な移行など、地域の持続可能性を高める取組を進める。また、エネルギーマネジメントやデジタルインフラに必要不可欠なICTのグリーン化を実現するための次世代半導体等の高度化・実装等を支援する。

地方の大きな魅力として、各地域が育んできた文化や芸術、スポーツに関する活動が挙げられる。このため、地方の特色ある歴史や文化・スポーツ、食といった無形資産の価値を高める取組を進める。さらに、美術館・博物館のDXを推進し、アカウントビリティの確保や運営の効率化等を図る。また、日本に所在する文化遺産をオンラインで公開し、地方の魅力を広く世界に発信する。加えて、デジタル技術の活用等による地域のにぎわいづくりを目指すスタジアム・アリーナ改革を官民一体となって推進する。

#### 【防災・減災、国土強<sup>じん</sup>靱化の強化等による安心・安全な地域づくり】

多くの人々が地方で暮らす上で不可欠な要素は、巨大災害に対する重要な機能の維持を含め、災害への十分な備えである。防災・減災、国土強<sup>じん</sup>靱化の強化をより効率的に進めるためには、デジタル技術の活用等が不可欠であり、デジタル技術を活用した避難計画の策定等に取り組むことにより、人々が安心して住み続けられる環境を一体的に整備する。また、災害時に被災者との対応に当たる市町村が業務に迅速・適切に対応できるようにするため、標準化された災害対応業務システムをクラウド上に構築し、複数の地方公共団体が参画し、災害時にも機能する災害対応基盤を構築する。災害対応現場のデジタル化を一層推進するため、産学共創の下、防災・減災に資する適切な情報提供やデジタルツイン<sup>3</sup>などの最先端技術の開発等に向

<sup>3</sup> 現実空間の情報をリアルタイムでサイバー空間に送り、サイバー空間内に現実空間の環境を再現すること。これにより、例えば防災シミュレーションを容易に行うことが可能となる。

けた更なる環境整備を図る。あわせて、高精度測位情報と地理情報システムを組み合わせた「G空間情報」の活用により、統合型G空間防災・減災システムを構築することで、より高度な防災情報の利活用を実現する。

地域を支えるインフラの維持管理を着実にすることも安心して暮らせる地域づくりを行う上で重要な要素である。デジタルデータの活用等を一層推進することにより、インフラの効率的なメンテナンスを実現する。

#### 【地域コミュニティ機能の維持・強化】

地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりも重要な要素である。人口減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われ、感染症や災害の発生時や土地の管理に活かされていた地域の経済・社会のバックアップ機能が失われつつある。郵便局などの既存施設の行政サービス窓口としての活用や、デジタルの活用による地域の高齢者の見守り、スマートフォン等を介した交流の場の提供、デジタルの活用による適正な国土利用・管理や、公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。また、デジタルの力を活用して地域の共助の取組など目に見えない価値を拾い上げ、キャッシュレスのデジタル地域通貨として流通させることにより、地域コミュニティの活性化に取り組む地域も存在する。また、シェアリングエコノミーの考え方に基づく取組を進めることにより、地域資源の有効活用を図ることが可能になる。こうした取組を横展開することにより、限られたリソースの中で地域の結びつきをより強めることが可能となる。

#### ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援

上記で掲げた個別の政策分野に対しての取組に加えて、分野横断的な取組を進める。

##### 【デジタル田園都市国家構想交付金等及び地方財政措置の着実な実施】

地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進める。

具体的には、同交付金を活用し、

- ・地方公共団体が、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略<sup>4</sup>」という。）に基づき行う先導的な事業を安定的かつ継続的に支援するとともに、その用途の拡大に係る検討や運用の更なる改善等を通じて、一層の活用促進を図る。
- ・また、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して迅速な横展開を行う事業

<sup>4</sup> 全1,788団体のうち、1,777団体が2022年3月31日までに地方版総合戦略の改訂・延長等により策定を終えており、残りの11団体も、今後、改訂等により地方版総合戦略を策定する予定である。（2022年4月1日時点調査結果）

や、オープンなデータ連携基盤を活用する他地域のモデルケースとなり得る事業に取り組む地方公共団体を支援する。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、各地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業を実施するに当たり、財政上の不安なく対応できるよう、適切に支援する。

また、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、地方財政計画に所要額を計上し、地方財政措置を講ずる。

#### 【スマートシティ関連施策の推進】

AI、IoT などの未来技術や官民データ等を地域づくり・まちづくりに取り入れ、都市・地域課題の解決を図る「スマートシティ」を 2025 年度までに 100 地域構築するため、MaaS や自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進する。これに合わせ、デジタルと地域づくり・まちづくりの知見を兼ね備えた人材の育成を進めることなどを通じ、デジタルを活用して地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内 100 地域に展開する。

#### (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するデジタル田園都市国家構想の実現に向けては、①デジタルインフラの整備、②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大、③データ連携基盤の構築、④ICT の活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、⑤エネルギーインフラのデジタル化等に取り組むことが重要である。

#### ① デジタルインフラの整備

デジタル田園都市国家構想の実現のためには、光ファイバ、5G、データセンターや海底ケーブルなどの通信インフラの整備が不可欠であることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（令和 4 年 3 月 29 日公表）の実行等により、これらのインフラ整備を地方のニーズに即してスピード感をもって推進する。

#### 【光ファイバ】

(現状及び課題)

居住世帯向けサービスのための光ファイバについては、2020 年度末時点で世帯カバー率 99.3%（未整備世帯約 39 万世帯）まで整備されており、2021 年度末には、未整備世帯が従来見込んでいた約 17 万世帯（世帯カバー率 99.7%）を下回る見込み（このうち、4G の携帯電話がエリア外であるのは数集落の見込み）であるが、地域によって整備状況に差があるという課題がある。

特に、離島等条件不利地域については、地域が抱える社会課題解決のためにデジタル技術の利活用が強く期待されている一方、光ファイバの整備を希望しながらも、財政上の理由から進めることができない地域の大部分は、このような条件不利地域である。

また、近年、急速な人口減少の進展等を背景に、地方における光ファイバ等の採算性が悪化しつつあり、サービスの中長期的な維持が新たな課題として浮上つつある。

#### （中長期的な取組の方向性）

引き続き、条件不利地域における整備促進によって地域間の整備状況の格差縮小を図り、全国の世帯カバー率を2027年度末までに99.9%（未整備世帯約5万世帯）とすることを目指す。加えて、地方公共団体の意向等も踏まえ、更なる前倒しを追求する。また、未整備世帯約5万世帯についても、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す。さらに、2022年度末までに光ファイバ及び携帯電話のいずれも使えない地域を解消する。

このための施策として、補助事業の実施により条件不利地域等における整備を促進していく。また、光ファイバ等の維持管理費用を支援する交付金制度の創設が、光ファイバ等の更なる基盤整備促進にも資するものと考えられる。

さらに、インフラ整備の効果を最大化するためには、地元ニーズのきめ細かい具体化、整備の必要性についての関係者間での共通認識の形成、インフラシェアリングなどによるリソースの有効活用、投資コストの削減等が重要であることから、地方公共団体、通信事業者、社会実装関係者、インフラシェアリング事業者、総務省（総合通信局等）等から形成される地域協議会を開催し、関係者の間でデジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進する。

### 【5G】

#### （現状及び課題）

2020年度末時点で、5G基盤展開率<sup>5</sup>は計画6.9%に対して実績値が16.5%、5G基地局数は計画約9,000局に対し実績値が約2.1万局である。このように着実な整備が進んできているが、地域によって整備状況に差があるほか、5Gの恩恵がより多くの人々に実感されるために、基盤展開率だけでなく、子局の設置の加速により、5G人口カバー率を追求していくことも重要となっている。さらに、人口の多寡にかかわらず地域ニーズを踏まえた整備も求められる。

#### （中長期的な取組の方向性）

第一フェーズとして、2023年度末までに全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現するとともに、5Gの親局（高度特定基地局）を全国展開し、5G基盤展開率を2023年度末に98%とすることを目指す。第二フェーズとして、子局（基地局）を地方展

<sup>5</sup> 10km四方エリア（全国に約4,500）の親局（高度特定基地局）の整備割合。

開し、エリアカバーを全国で拡大することを目指す。具体的には、5G 人口カバー率<sup>6</sup>を、2023 年度末に全国 95%、全市区町村に 5G 基地局を整備、2025 年度末までに全国 97%、各都道府県 90%程度以上、2030 年度末までに全国・各都道府県ともに 99% とすることを目指す。さらに、将来的には、5G を必要とする全地域の整備を目指す<sup>7</sup>。

このための施策として、新たな 5G 用周波数の割当て、制度整備（5G 中継局用基地局等の制度整備等。また、基地局開設の責務の創設は、5G の地方での活用にもつながるものと考えられる。）、補助金による支援や税制措置の活用、鉄塔やアンテナなどのインフラシェアリングの推進（補助金要件での優遇、技術開発、基地局設置が可能な施設のデータベース化等）を進める。また、上述の地域協議会の開催により、デジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進する。さらに、ローカル 5G などの地域のデジタル基盤の構築を推進する。

### 【データセンター/海底ケーブル等】

（現状及び課題）

データセンターの立地状況は、6 割程度が東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に一極集中しており、我が国の災害に対する通信ネットワークの強靱化等の観点から、データセンターの地方分散が求められる。

海底ケーブルのうち、国内海底ケーブルは主に太平洋側に敷設され、日本海側が未整備（ミッシングリンク）となっている。また、海底ケーブルの終端である陸揚局の立地は房総半島に集中している。ここでも、我が国の災害に対する通信ネットワークの強靱化等の観点から、日本海側の国内海底ケーブルなど補完性の高い海底ケーブル網の整備や、陸揚局の地方分散が求められる。また、国際海底ケーブルの我が国への敷設を一層促進し、我が国がデータ・ハブとなることを目指すことも重要である。

（中長期的な取組の方向性）

全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を 5 年程度で整備するほか、日本を周回する海底ケーブル（「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」）を 2025 年度末までに完成させるとともに、陸揚局の地方分散を促進する。このための施策として、令和 3 年度補正予算の補助金を活用した取組を進める。また、本補助による整備を呼び水として、民間事業者による地方におけるデータセンター等の更なる整備が期待される。さらに、データセンター及び海底ケーブルと一体的に地方分散を図るべきインターネット接続点（IX）についても、地方における整備を促進する。

<sup>6</sup> 500m 四方エリア（人口のあるエリアは約 47 万エリア）のうち、5G 通信ができるエリアの人口の合計を総人口で除した割合。

<sup>7</sup> 数値目標は通信事業者 4 者のエリアカバーの重ね合わせにより達成する数値。今後の周波数移行等により変更があり得る。

## 【Beyond 5G（いわゆる 6G）】

（現状及び課題）

デジタル技術による地方の社会課題解決と、これによる国全体のボトムアップの成長を継続していくためには、日進月歩の技術進展を我が国がリードし、その成果がいち早く社会実装されることが重要であり、2030年代の次世代情報通信インフラ「Beyond 5G」の実現に向けた取組を戦略的に推進し、研究開発成果の社会実装や市場獲得等の実現につなげていく必要がある。

（中長期的な取組の方向性）

Beyond 5G の技術開発を我が国がリードし、2025 年以降順次、通信インフラの超高速化と省電力化（光ネットワーク技術、光電融合技術<sup>8</sup>、テラヘルツ波<sup>9</sup>技術）や、陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジの拡張（衛星通信、HAPS<sup>10</sup>などの非地上系ネットワーク（NTN<sup>11</sup>）技術）等を実現する開発成果の社会実装と国際標準化を強力に推進する。これを実現するため、Beyond 5G に向けた研究開発戦略を策定し、同戦略を反映した研究開発を強力に加速していく。

## ②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大

### 【マイナンバーカードの普及の推進】

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国は、「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

### 【マイナンバーカードの利活用の拡大】

マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含め更なる活用を促進する。

具体的には、健康保険証としての利用の推進、公金受取口座の登録等を強力に普及していくとともに、運転免許証や在留カードとの一体化に向けた準備を進める。また、以下3つの取組を進める。

第一に、「オンライン市役所サービス」の充実を図るため、2022 年度中には、引越手続のワンストップ化を実現するとともに、子育て・介護等の 31 手続におけるオンライン手続を、原則、全ての地方公共団体で行えることを目指す。また、居住する市町村をはじめ、様々な行政機関から各市民へのお知らせを的確にお届けできる

<sup>8</sup> 電気通信と光通信を融合させることでネットワークの高速化と大幅な低消費電力化を実現する技術

<sup>9</sup> 電波と光（可視光線）の間の領域にある高い周波数帯の電波。従来は利用が難しく未開の電波とされてきたが、近年の技術革新によって高精度なセンシングや大容量無線通信への活用が期待されている。

<sup>10</sup> High Altitude Platform Station（高高度プラットフォーム）の略。携帯基地局等の機能を搭載して高高度を飛行しながら通信エリアをカバーする技術。

<sup>11</sup> Non-Terrestrial Network（非地上ネットワーク）の略。宇宙・空・海・陸上の通信システムを多層的につなげて構築するネットワーク。



仕組みの構築を進める。

第二に、マイナンバーカードの「市民カード化」を進めるため、図書館カード、市町村の施設の利用証等、生活の様々な局面で、マイナンバーカード1枚をかざせば済むよう、その全国展開を目指し、地方公共団体による市民カード化の動きを、地方公共団体と緊密に連携し、デジタル田園都市国家構想の実現推進に向けた各種支援制度も用いて、後押しする。

第三に、マイナンバーカードの民間ビジネスにおける様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料にする等の検討を行う。

また、今年度には、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマホ搭載を進めていく等、便利なマイナンバーカードの実現に向けて、いろいろな角度から取り組んでいくこととする。

### ③データ連携基盤の構築

#### 【公共・準公共領域】

国・地方公共団体間、地方公共団体・準公共・企業間などのサービス利活用を促進するために、データ連携基盤の構築を進めていく。品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービス実現に向けた情報連携の基盤として、公共サービスメッシュの設計について検討する。また、地方公共団体と準公共、企業間のデータ連携を行うエリア・データ連携基盤は、複数のサービスのデータを連携し、IDを含めたサービス間の相互運用性を高めることで住民へのデジタルサービスの利便性を図る。本基盤のコア部分にあたるデータ仲介機能（ブローカー）を国が提供し、地方公共団体における安全な基盤の構築を支援する。

#### 【産業領域】

産業活動に係るソフトインフラの構築も進めていく。地域からグローバル市場につながるために、CO<sub>2</sub>排出量の可視化や模倣品の排除などグローバル・サプライチェーンにおいて新たに対応が必要となってくるデータの共有・連携を推進していく。地域の中小企業の経済活動に不可欠な契約から決済にわたる取引や人口減少・少子高齢化等の地域の社会課題解決のカギとなるモビリティサービスを中心に、相互連携に必要となるシステム全体のアーキテクチャ設計・検証や実装に向けた技術開発を行い、世界をリードする新たな産業・サービスの創出を目指す。また、快適で便利な地域における国民生活を実現するような次世代の建物空間の創出に向けて、スマートホーム、スマートビルのアーキテクチャ設計を推進する。

### ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備

ICTを活用し、交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を図るため、法整備等を通じ、国が中心となって事業者と地方公共団体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施する。

また、三大都市圏間及びその周辺地域のアクセス利便性向上に資する高速かつ安定的な交通インフラとして、世界最高速度での自動運転システム等最先端のデジタル技術を活用したリニア中央新幹線の早期整備を促進する。

## ⑤ エネルギーインフラのデジタル化

(現状及び課題)

地域におけるデジタル利活用を進めるとともに、デジタルインフラの整備を通じて今後拡大していくことが見込まれる分散型のデータ処理を支えていくためには、再生可能エネルギー等の分散・効率的な供給等が重要である。また、地域におけるグローバルレベルの産業拠点の育成という観点からも、事業活動におけるカーボンニュートラルの実現に資する再生可能エネルギーの効率的な導入拡大は不可欠である。このため、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた基盤整備として、エネルギーインフラのデジタル化を進めていく。

(中長期的な取組の方向性)

具体的には、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの最大限導入、電力の安定供給、レジリエンスの向上等を進めていくために、送配電インフラの増強やデジタル化による運用の高度化をセキュリティ対策に万全を期しつつ推進していく。送電網においては、データセンターなど需要サイドの見通しを織り込んだ送電網の増強を計画的に実施する。

また、ダイナミックレギュレーション技術等の導入の順次拡大を通じて、送電線容量を効率的に利用していく。配電網においては、次世代スマートメーターの導入、分散型エネルギーリソースを活用したフレキシビリティ技術の早期実証と着実な社会実装等を通じて、地域における配電網の運用高度化等を実現していく。

再エネ有効活用につながる、ディマンドレスポンスや系統混雑の緩和等に資する蓄電池に関して、2022年4月に中間とりまとめを行った「蓄電池産業戦略」について、2022年夏頃目途に最終とりまとめを行い、国内製造基盤・上流資源の確保、人材育成、次世代技術開発、蓄電池の導入促進等を一体的に支援する。

### (3) デジタル人材の育成・確保

(現状と課題)

デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術の活用による地域の社会課題解決を全国で進めるためには、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠である。しかし、現状では、デジタル人材が質・量ともに不足していることに加え、都市圏への偏在も課題となっている。

(デジタル人材の育成・確保の方針)

こうした課題を打開し、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにす

ることが重要である。このため、小・中・高等学校及び大学等における教育を通じて新社会人がデジタルリテラシーを確実に身に付けるようにするとともに、現役社会人に向けてはデジタルスキル標準を提示し、それに紐づくオンライン教育の提供等により、いつでも誰でもデジタルスキルを習得できる環境整備を行う。

同時に、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の社会課題解決を牽引する人材を「デジタル推進人材」と位置付け、育成・確保していく。

「デジタル推進人材」とは具体的には、ビジネスアーキテクト（ビジネスの現場においてデジタル技術の導入を行う全体設計ができる人材）や、データサイエンティスト（AI を活用して多くのデータから新たな知見を引き出せる人材）等<sup>12</sup>が想定され、その育成・確保の数値目標としては、デジタル社会の推進に最低限必要な人数をマクロ的観点から大胆な仮説をもとに推計<sup>13</sup>し、330万人と設定する。この330万人と、現在の情報処理・通信技術者の人数である約100万人<sup>14</sup>との差である、230万人を育成・確保するため、2024年度末までに年間45万人育成する体制を整え、2026年度末までに230万人の育成を目指すこととする。

これらの取組を進めるに当たっては、

- ① デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ② 職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③ 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④ デジタル人材の地域への還流促進

の4つを重点領域として、関係省庁が連携し、政府全体として計画的に取り組む。

また、女性のデジタル人材の育成・確保については、「女性デジタル人材育成プラン」<sup>15</sup>（令和4年4月26日男女共同参画会議決定）が決定されている。デジタル田園都市国家構想基本方針によるデジタル人材の育成・確保においても、性別の分け隔てなく全ての人材が自分の力を発揮できるよう、ジェンダーギャップの解消が重要であるとの認識に立って、「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援の推進等の取組を進めていくこととする。

さらに、デジタル分野の高度外国人材が地域におけるデジタル実装の新たな担い手として定着できるよう、地方公共団体の受入支援や定着支援の優良事例の収集・横展開を行い、自主的・主体的で先導的な取組を支援する。

---

<sup>12</sup> その他、エンジニア・オペレータ、サイバーセキュリティスペシャリスト、UI/UXデザイナーなどの職種が想定され、経済産業省の「実践的な学びの場ワーキンググループ」において議論がなされている。

<sup>13</sup> ①組織・コミュニティの構成員の30%が変革すると、その組織・コミュニティの文化が変わる。

— ロザベス・モス・カンターの「黄金の3割理論」

②全体の16%の組織・コミュニティが変革すると、その変革が他の組織・コミュニティにも広がっていく。

— エベレット・M・ロジャーズの「イノベーター理論」

この2つの理論を援用し、現在の労働人口(6800万人)から逆算して導出。

<sup>14</sup> 国勢調査(平成27年)に基づき、職業(小分類)における「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の数を合算した人数。

<sup>15</sup> コロナ下で厳しい状況にある女性の就業獲得や経済的自立に向けて、就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成の加速化を目的として、男女共同参画会議において決定された計画。

図1 デジタル人材の育成目標の実現に向けて

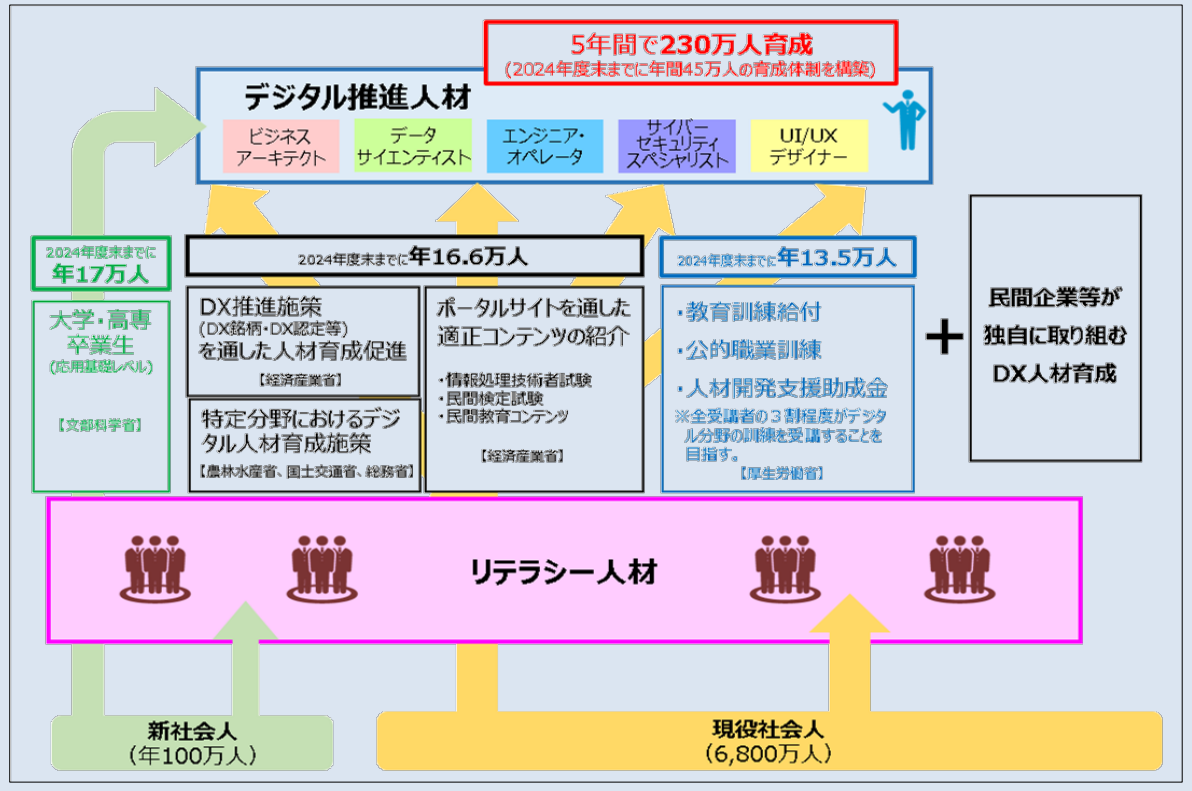
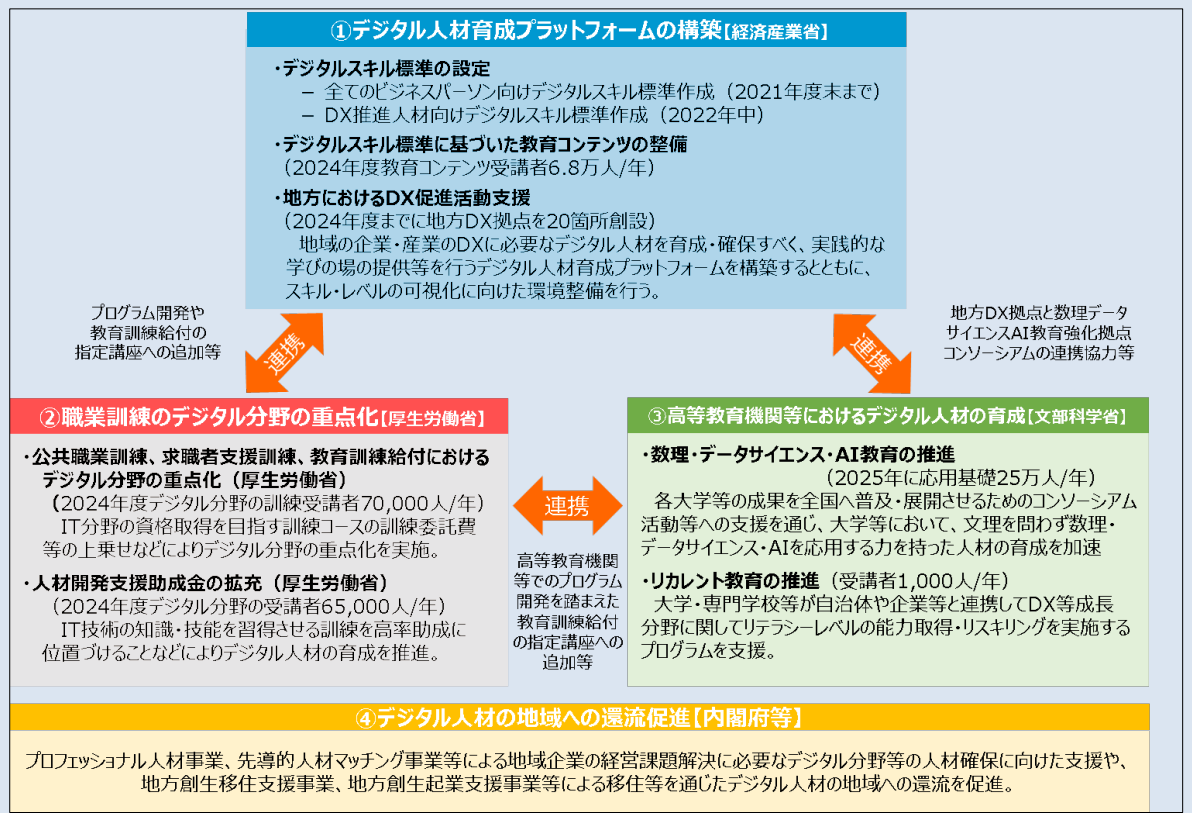


図2 デジタル人材育成・確保の重点領域



(具体的な取組の方向性)

先述した4つの重点領域における具体的な取組の方向性は以下のとおりである。

### ①デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタル知識・能力を身に付けるためには、講義の受講等による基礎的・汎用的な知識の習得に加え、ビジネスの現場における課題解決の実践等を通じた能力を磨くことが必要である。このため、産業界で求められるデジタルスキル標準を提示するとともに、「デジタル人材育成プラットフォーム」において、それに紐づく教育コンテンツの掲載、IT企業や金融機関等の地域有力企業の協力も得つつ、課題解決型現場研修(OJT)及び地域の現場とデジタル人材のマッチング等を行い、全国で人材育成を行っていく。

具体的な取組として、①全てのビジネスパーソン向けデジタルスキル標準(DXリテラシー標準)を本年3月に公表したところであり、年内にDX推進人材向けのデジタルスキル標準を整備する。また、②これらのスキル標準に紐付ける形で、民間事業者や大学等が提供する様々な教育コンテンツを提示するとともに、デジタル技術を活用した実践的なケーススタディ教育プログラム等を実施する。さらに、③地域の企業・産業のDXに必要なデジタル人材を育成・確保すべく、地方DX拠点を創設し、実践的な学びの場の提供等を行う仕組みを構築する。

これらの取組とあわせ、DX推進施策(DX銘柄・DX認定等)を通じた人材育成の促進を図る。

### ②職業訓練のデジタル分野の重点化

労働者や求職中の者を対象としたデジタル分野の職業訓練については、訓練コースや講座の数が少ないことや、各種制度の周知・広報に課題があり、公的職業訓練については地域偏在も課題となっている。これらの課題に対応して、労働者や求職中の者に対するデジタル技術の活用に関するスキルの向上を図り、労働市場におけるデジタル人材の育成・確保を進めるため、職業訓練におけるデジタル分野の重点化を推進する。

具体的には、各種の訓練制度の一層の周知・広報に取り組みつつ、労働者を対象とした公的職業訓練や教育訓練給付については、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによるデジタル分野の重点化を図るとともに、企業を対象とした人材開発支援助成金については、IT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成の対象に位置付け、企業によるデジタル人材の育成を促進するなどの取組を行う。

また、地域偏在の解消や、地域のニーズに応じた訓練の提供促進に向けて、雇用保険等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)により改正された職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)(以下「改正職業能力開発促進法」という。)により、都道府県を単位として訓練コースの設定や検証等について関係者間で協議する仕組みを法定化しており、こうした取組とも連携して、デジタル分野についても

地域のニーズに合った訓練コースの設定を促進していく。

さらに、企業や労働者のニーズに合った支援に強力に取り組んでいく観点から、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、3年間で4,000億円規模の施策パッケージを創設し、人材育成等を推進していくこととしている。本パッケージの実施に当たって、人材開発支援助成金や教育訓練給付について、民間からの提案を踏まえて訓練メニューの高率助成化や訓練の拡充を行うこととしているため、こうした取組とも連携して、職業訓練におけるデジタル人材の育成・確保の加速を図る。

なお、デジタル化の進展や社会経済環境の変化が加速し、成長分野への円滑な労働移動の重要性がより高まっていることから、労働者のリスクリングを効率的かつ速やかに推進するとともに円滑な労働移動の仕組みを構築する。

### ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成

デジタル人材の育成に関して重要な役割を果たす高等教育機関等においては、数理・データサイエンス・AI教育の推進として、大学・高等専門学校における数理・データサイエンス・AI教育のうち、優れた教育プログラムを国が認定することで、大学・高等専門学校の取組を促進し、デジタル技術等を活用した実践的な課題解決能力を持った人材の育成を進める。また、全国の大学等による「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」を形成し、全国9ブロックの代表校を中心に、地域DX拠点とも連携しながら、各地域における数理・データサイエンス・AI教育を推進する。

加えて、地域企業を学びの場とした実践的な教育プログラムやインターンシップの実施を促進するとともに、地方公共団体による奨学金の返還支援を推進することで、若者の地方への還流や定着の流れを後押しする。

リカレント教育としても、大学・専門学校等が労働局、企業等産業界と連携する体制を構築し、就業者・失業者・非正規雇用労働者に対するデジタル分野等成長分野を中心とした教育プログラムを提供する。具体的には、失業者や非正規雇用労働者を対象としたプログラムによって、基礎的なデジタル分野の能力を育成し、就職・転職につなげる。また、就業者を対象としたプログラムでは、キャリアアップにつながるよう、リスクリングを推進し、応用基礎的なデジタル分野の能力の育成を進める。

これらの取組により、デジタル人材を地方の高等教育機関等から継続的に輩出する体制を構築していく。

### ④デジタル人材の地域への還流促進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、デジタル人材の育成を行うとともに、育成した人材が都市部に偏在することのないよう、地方への人材還流を促進していくことが重要である。

具体的には、地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進める必

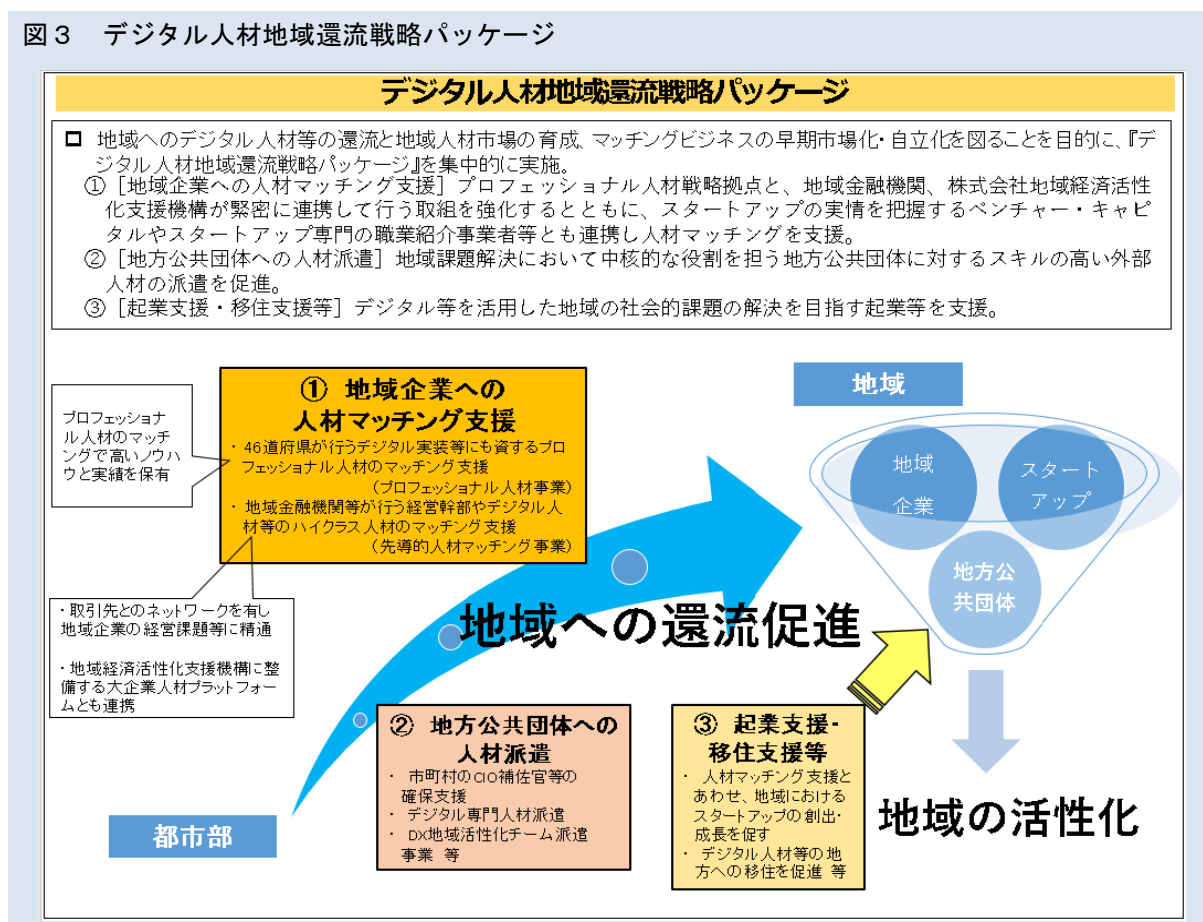
要がある。このため、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者などとも連携しながら取組を推進する。

加えて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

図3 デジタル人材地域還流戦略パッケージ



#### (4) 誰一人取り残されないための取組

構想の実現に当たっては、地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、豊かさを実感できることが重要である。また、デジタルを介した格差や分断が生まれないよう十分に留意してデジタル化を実現することも求められる。このように構想の具体化に当たって、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指していくことも重要な要素である。

このような社会を実現するには、利用者本位の考え方に立って、デジタルサービスの設計を行うことや、デジタル技術の活用にあたって個々人の能力に応じた様々な選択肢を用意することが必要である。

こうした取組は国や地方公共団体だけでは実現できず、官民一体となって取り組む必要がある。例えば、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域の解決を図る取組等を推進することにより、国、地方公共団体、民間企業、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくことが可能となる。

上記の取組を進めるために、①デジタル機器等に不慣れな人にも分かりやすく、使いたくなるようなデザインを考案するなど、利用者目線に立って、デジタル機器・サービスを提供すること、②高齢者や障害者に対して、デジタル機器の操作方法等とともに、デジタル技術により、何ができ、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること、といった基本的な考え方を共通認識としつつ、「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた取組を官民挙げて推進する。

#### <具体的な進め方>

「誰一人取り残されない」デジタル田園都市国家構想の実現を目指していく上では、デジタル実装を通じて個々の利用者の利便性の向上や課題の解決をいかに図っていくか、常に利用者視点で、各々の社会環境や日常生活、ライフステージ等を具体的にイメージしつつ、きめ細かに対応していくことが重要である。このため、デジタル技術に慣れていない人や、自らはこれらを利用しない人も含め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することが必要である。

このような観点から、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正を促進するため、以下の取組を推進し、国、地方公共団体、民間企業等が皆で支え合う体制を構築していく。

#### ①デジタル推進委員の展開

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み、これまでのデジタル活用支援による全国の携帯ショップ、地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏ま



えつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。また、障害者に対するデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（サポートセンター）の設置や、サピエなどの障害者がアクセスしやすいネットワークを通じたサービスの利活用、デジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組を支援する。さらに、これらも含め、関係省庁、地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、デジタルに不慣れな方をサポートするため、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を 2022 年度に 2 万人以上でスタートし、今後、全国津々浦々に展開できるよう、更なる拡大を図る。

## ② デジタル共生社会の実現

地域で子どもたちがプログラミング等の ICT 活用スキルを学び合う機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、地域 ICT クラブ間及び地域 ICT クラブと多様な主体との連携の推進を通じて、更なる広がりに向けた普及促進を図る。障害者に対する上述のデジタル機器の紹介・貸出・利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点の設置などの取組を支援する。

## ③ 経済的事実等に基づくデジタルデバイドの是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

また、経済的格差等によって子どもたちの教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図る。

## ④ 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立

デジタル庁において、サービスデザイン体制を確立し、適切なサービスデザインプロセスに係る職員の意識改革や専門人材の活用、研修手法の開発、学習機会の提供、国内外の有識者やデザインコミュニティとの交流を通じた先行事例及び知見の収集の取組について他の政府機関等に対し横展開を図る。

## ⑤ 「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

社会全体でデジタルについて定期的に振り返り、体験し、見直す機会である「デジタルの日」を、地域を巻き込んで開催し、産学官、コミュニティ等が連携した自発的な取組を推進する。また、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に資する、社会貢献度の高い活動や先進的な活動等を行う個人や企業・団体等の表彰を行う。

これらの取組を通じ、社会全体のデジタルへの理解を深めるとともに、デジタル社会の推進に向けた全国各地の活動・取組について、広く普及促進を図り、事例の横展開等を進める。

## 2. 地域ビジョンの提示

地方における構想の実現に向けた取組を促すために、地方において、デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組を、それぞれの地域において取り組むべきものとして捉えてもらうことも重要である。このため、国として、構想の実現を通じて地方が目指すイメージしやすいビジョンの類型を提示し、取組を進める上での参考にしてもらうことも有効である。例えば、以下に提示されたビジョンをもとに、各地域において、地域の実情や資源等を踏まえてカスタマイズしながら、構想の実現を図ることで、目指すべき地域像の実現につなげることができる。

デジタルインフラの整備の進展等により、他の地域の見本となるような優れた取組の萌芽が見られる地域も出ている。デジタルの力でこうした取組を育て、全国的に横展開していくことが重要である。また、地方が活用可能な支援メニューについてわかりやすく提示すること等により、地方の自主的な取組を一層促していく。

### <地域ビジョンの例>

#### ○スマートシティ・スーパーシティ

データ連携基盤などデジタル技術を活用して、市民生活の質、都市活動の効率性の向上等地域の抱える様々な社会課題を高度に解決することを通じて、新たな価値を創出し、持続可能な地域づくり・まちづくりを目指す。また、国家戦略特区制度を活用して規制改革を実現し、データの連携や先端的サービスの実施を通じて地域課題の解決を図るスーパーシティとデジタル田園健康特区の取組も強力に推進していく。

#### ○「デジ活」中山間地域

中山間地域の基幹産業である農林漁業の「仕事づくり」を軸として、豊かな自然、魅力ある多彩な地域資源・文化等やデジタル技術の活用により、農林漁業関係者に加え、多様な内外の人材も取り込みながら活力を生み出し、社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域づくりを目指す。

#### ○産学官協創都市

若者を地域にひきつけるためには、学びの場、働く場が確保されていることが必要である。こうしたことを踏まえ、地域産業・若者雇用の創出や、地元企業や地方公共団体と連携した地方活性化につながるような地方大学の取組を促し、大学を核として地方活性化が図られるような地域づくりを目指す。

### ○SDGs 未来都市

SDGs が対象としている社会課題は地域が抱える問題そのものにも共通するところが多い。そこで地方活性化に取り組むに当たって、経済・社会・環境の三側面を統合した SDGs の理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域の社会課題の解決の加速化という相乗効果を生み出す。これにより、未来志向で持続可能な地域づくりを目指す。

### ○脱炭素先行地域

地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用することは、2050 年のカーボンニュートラルという政府全体の方針のみならず、地域の経済収支の改善等につながることを期待でき、エネルギー安全保障にも貢献する。2030 年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロを実現する脱炭素先行地域を、2025 年度までに少なくとも 100 か所創出し、デジタル技術も活用して、地域において、産業、暮らし、交通などの様々な分野で脱炭素化に取り組み、地域の経済収支の改善、防災・減災対応や生活の質の向上など地域の社会課題の解決につなげる地域づくりを目指す。

### ○MaaS 実装地域

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス（MaaS）の社会実装を促進し、移動の利便性向上や外出機会創出等、地方活性化が図られるようなまちづくりを目指す。

## **3. 政策間連携**

デジタル田園都市国家構想に関する施策を政府一丸となって総合的・効果的に実施するためには、関係省庁が連携して縦割りを排除しつつ、明確な役割分担のもとで、様々な政策分野間の連携を図ることが重要である。

### **①規制改革との連携**

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、スタートアップ・イノベーション、地域産業活性化、デジタル基盤の整備など、各重点分野における規制・制度改革を推進する。こうした取組を通じ、地域の現場で創意工夫を発揮しやすい環境づくり、イノベーション力の強化、スタートアップの拡大を促すことで、成長産業を創出し経済成長の実現及び人への投資の促進を行う。

### **②デジタル臨時行政調査会との連携**

デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）では、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革及び行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することとなっている。デ

デジタルの力を活用して、国民や地域に寄り添い、個人や民間企業等が能力を最大限発揮できる社会の実現に向けて取り組む中で、デジタル田園都市国家構想とも密接に連携して取組を進める。

### ③国家戦略特区等との連携

国家戦略特区は、世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備を目指し、全国から提案を募りつつ、スピード感を持って大胆な規制・制度改革を実現することとされている。引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組むとともに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進める等、全国展開を加速化させる。

特に、2022年4月に新たに国家戦略特区として指定されたスーパーシティとデジタル田園健康特区は、デジタル田園都市国家構想を先導することが期待されるものである。今後、これらの特区において規制改革を推進し、データの連携や先端的なサービスの実施を通じて地域の社会課題の解決を実現していくことで、デジタル田園都市国家構想の実現につなげていく。

構造改革特区は、学校教育法（昭和22年法律第26号）や国立大学法人法（平成15年法律第112号）の特例等を盛り込んだ構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和4年法律第58号）の円滑な施行を通じて、地域のイノベーション創出に資する高度人材の育成や革新的な研究開発等の促進を図る。

総合特区は、地域の実情に合わせた規制の特例措置、財政・税制・金融上の措置を活用することとされている。

これらの特区制度における特例措置等を活用した取組と連携することで地域の創意工夫を活かした地方創生を推進する。

### ④地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫によって課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図る。特に、デジタル活用による地方の業務の効率化・簡素化のための改革を推進する。

### ⑤社会保障制度改革等との連携

全世代型社会保障制度改革等に基づく少子化対策・医療の改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進め、安心して暮らすことができる地域づくりを行う。

### ⑥東日本大震災の被災地域における活性化等との連携

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）等を踏まえ、復興の取組と地方創生施策の連携の充

実・強化を図ることにより、東日本大震災の被災地域における地方創生を加速化する。

また、関係省庁間で連携し、国土強<sup>じん</sup>靱化や防災をはじめとする安全・安心に向けた取組や、大規模自然災害の被災地における地域の社会課題の解決に向けた取組を推進する。

#### ⑦海外発信・展開に関する施策との連携

大阪・関西万博や国際的なフォーラムなど、デジタル田園都市国家構想に関連した国際的なイベント等の機会を捉えるとともに、デジタル技術の活用による地域づくりの事例や食文化などの地域の魅力を海外に発信するクールジャパンなどの取組等とも連携し、デジタル田園都市国家構想のモデルとなる取組を海外に発信・展開する。

### 4. 今後の進め方

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方は本基本方針で示された方向性にのっとり、第3章に列挙された様々な施策を通じて、当面の取組を進める。

さらに、本構想は地方創生の目的を共有した上で取組を継承・発展するものであり、構想の実現に向けた取組を円滑に進めるためにも、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく枠組みを有効に活用する。具体的には、年内を目途に国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定する。その際、デジタル技術を活用し日本全体の改造等に取り組むことにより、構想を実現するための中長期的な取組の基本的な方向を提示する。また、構想の実現が実効的に進むよう、構想に関連する施策のロードマップも策定し、取組を進めていく。

地方は改訂された国の総合戦略に基づき、コロナ禍やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進する。

あわせて、地方公共団体、民間企業、個人など様々な主体の意欲を高め、広く国民全体の関心を高めるため、「Digi 田甲子園」を開催し、本構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを内閣総理大臣賞として表彰する。今夏までに地方公共団体を対象とする「夏のDigi 田甲子園」を開催し、これに向けた地方予選を行う。また、幅広く個人や企業が参加する「Digi 田甲子園」を年末にかけて開催する。

※第3章以降省略